

あきる野市観光施設の指定管理者について

あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」、「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、あきる野市観光協会（以下「観光協会」という。）に管理を行わせる。

1 指定理由

河川公園等は、河川管理者（東京都）から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的にバーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

また、河川公園等は従前からその管理運営を観光協会に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、観光協会が管理運営を行っている。

河川公園等の利用者は、平成22年度に約9万7千人、平成23年度に約8万9千人、平成24年度に約9万6千人と市を代表する観光施設として定着している。

この間、観光協会は、バーベキューの直火禁止や市が管理する施設内の公衆トイレの光熱水費等の負担、修繕等の維持管理を自主的に行うなど、清流秋川の水質保全や施設の整備にも積極的に取り組み、利用者の利便性の向上も図られており、指定管理者としての実績も評価できる。

また、観光協会は、市内の観光関連事業者及び事業者等200を超える事業者が会員となっている団体であり、市の観光行政並びに地域経済を支える重要な組織として観光事業の振興、観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善、観光施設の管理運営などの事業に積極的に取り組んでいる。具体的な活動としては、とうろう流しや秋川ふれあいまつり（芋煮会と伝統漁法）のイベントを主催し、夏まつり、ヨルイチ、百日紅まつり、産業祭、日本山岳耐久レースなど多くの観光関連事業の支援を行っているとともに、市の観光トイレの維持管理、南沢あじさい山及び養沢川のホテルなどの観光に際しての安全管理など積極的な支援も行っている。

今年度についても東京のふるさとあきる野の実現に向けて、秋川溪谷のブランド化を推進しているなど市と協働で観光まちづくりに取り組んでいる。

このように観光協会は、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた実績があり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、河川公園等の指定管理者とする。

(参考)

河川公園等の利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
平成20年度	約92,000	66,606,970
平成21年度	約92,800	72,957,760
平成22年度	約96,900	75,568,000
平成23年度	約88,500	69,315,000
平成24年度	約96,100	77,180,000

2 観光施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川橋河川公園	あきる野市留原 750 番地の 1 先から 871 番地の 3 先までの河川右岸
第 1 水辺公園リバーサイドパークーの谷	あきる野市引田 776 番地
第 4 水辺公園秋川ふれあいランド	あきる野市小川 1343 番地 101

(2) 施設の規模

名 称	規 模
秋川橋河川公園	公園総面積 22,729.81 m ²
第 1 水辺公園リバーサイドパークーの谷	公園総面積 9,829 m ²
第 4 水辺公園秋川ふれあいランド	公園総面積 7,912 m ²

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用等に関すること。
- (2) 環境保全協力費等の徴収に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) 施設の利用促進を図るための企画実施に関すること。
- (5) その他設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（3年間）

5 指定管理者の指定管理料

なし